

生活・雇用

社会保険料控除証明書を送付します

〔国民年金保険料は社会保険料控除の対象〕

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から毎年11月上旬に被保険者の方に送付されます。

※但し、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

問合せ 社会保険料控除証明書専用ダイヤル

☎0570・070・117

相談・法律

児童虐待防止推進月間

11月は、「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待は、どこにでも起こり得ることです。日頃から子どもたちに関心を持ち、「児童虐待では？」と感じることがありましたら、左記へご連絡ください。

問合せ 桂川町役場健康福祉課
健康づくり係 ☎65・0001
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所総務企画課総務係 ☎29・2317

犯罪被害者相談電話

「ゆつくりと聞かせてほしい」、「心の声」を

福岡県警では、犯罪の被害にあわれた方々の心のケアを行う相談電話「ミズ・リリーフ・ライン」を開設しています。匿名でも構いません。女性の臨床心理士がご相談をお受けします。

相談受付電話番号

☎092・632・7830

※土日・祝日・年末年始を除く
平日9時～17時45分

全国「女性の人権ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャル・ハラスメント、つきまとい（ストーーカー）など、悩みや困りごとがあったら、どんな些細なことでもひとりで悩まずお電話ください。人権擁護委員と法務局職員が、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

日時 11月15日～11月21日 8時30分～19時（※土日は10時～17時まで）
電話番号（全国共通）
☎0570・070・810

その他 「女性の人権ホットライン」は、強化月間以外は土日・祝日を除く平日8時30分～17時15分で相談を受け付けています。（※それ以外は留守番電話対応）

問合せ 福岡法務局人権擁護部
☎092・832・4311

調停委員による無料調停相談会

日時 11月25日（木）10時～15時
場所 嘉麻市碓井住民センター
（嘉麻市上白井四四六一）

試験・採用

平成22年度自衛隊等採用試験

相談内容 金銭（貸金・多重債務等）、土地・建物、交通事故等のトラブルや夫婦間の問題、遺産分割等家庭内のもめごとなど。
その他 事前の予約等は不要です。
問合せ 福岡地方裁判所飯塚支部
庶務課内「飯塚調停協会」
☎22・1150

募集種目	資格	受付期間	試験日
推薦	中卒（見込含）17歳未満の者	平成23年1月4日 ～ 1月6日	平成23年1月15日 ～ 1月17日（内1日）
		11月1日 ～ 平成23年1月7日	平成23年1月22日（一次試験）
一般			

その他 資格年齢は、平成23年4月1日現在の年齢です。

問合せ 自衛隊福岡地方協力本部
飯塚地域事務所
☎22・4847